## 都市計画審議会の開催

▽**日時**　12月22日㈮　午後3時
▽**場所**　市役所504・505会議室
▽**付議予定案件**
●秋多都市計画生産緑地地区の変更について
●秋多都市計画用途地域等の変更について
●秋多都市計画二宮地区地区計画の変更について
▽**傍聴者数**　10人以内（会議開催の30分前に傍聴希望者が10人を超えた場合は抽選）
▽**問合せ**　都市計画課計画係（直通558・2026）

## 武蔵引田駅北口土地区画整理事業地内の保留地を販売します

▽**参加資格**　個人か法人
▽**販売物件**　8画地
▽**募集要領の配布**
●期日…12月22日㈮まで
※各施設の開庁日時に限る。
●場所…引田相談事務所、本庁舎、五日市出張所、中央公民館、五日市ファインプラザ、あきる野ルピア
※市ホームページからもダウンロードできます。
※送付も可能です（お問い合わせください）。
▽**参加申込みの受付**
●日時…12月22日㈮まで　午前8時30分～正午、午後1時～5時15分
※土曜・日曜日も受付
●場所…引田相談事務所
▽**抽選日**　令和6年1月15日㈪
▽**その他**　詳しくは、募集要領か市ホームページをご覧ください。
▽**配布・受付・問合せ**　区画整理推進室引田相談事務所（☎518・2922）

## 耐震改修などをした住宅の固定資産税を減額します

### 耐震改修をした住宅（耐震改修特例）

令和6年3月31日までに耐震改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、120平方㍍までを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の2分の1（改修工事を行ったことにより、認定長期優良住宅に該当することとなった場合は、3分の2）を減額します。
▽**対象**
●耐震改修工事で、1戸当たり50万円を超える費用が掛かった住宅
●昭和57年1月1日以前に建築された住宅
●併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上

### 省エネ改修をした住宅（省エネ改修特例）

令和6年3月31日までに一定の省エネ（熱損失防止）改修工事等をした住宅で次の要件を満たす場合、120平方㍍までを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1（改修工事を行ったことにより、認定長期優良住宅に該当することとなった場合は、3分の2）を減額します。
▽**対象**
●省エネ改修工事で、補助金などを除く自己負担額が次のいずれかに当てはまる住宅
＊窓（必須）、床、天井、壁の断熱改修に係る工事費が60万円以上
＊窓（必須）、床、天井、壁の断熱改修に係る工事費が50万円以上であり、太陽光発電設備、潜熱回収型給湯器、ヒートポンプ式電気給湯器等の設置に係る工事費と合わせて60万円以上
●平成26年4月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く）
●併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上
※住宅床面積が50平方㍍以上280平方㍍以下
※耐震改修特例を受けている年度は、適用を受けることができません（バリアフリー改修特例の適用は、同時に受けることができます）。

### バリアフリー改修をした住宅（バリアフリー改修特例）

令和6年3月31日までにバリアフリー（居住安全）改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、100平方㍍までを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1を減額します。
▽**対象**
●バリアフリー改修工事（廊下の拡幅、手すりの取り付け、階段の勾配の緩和、床の段差の解消、浴室の改良、引き戸の取り替え、便所の改良、床表面の滑り止め化）で、補助金などを除く自己負担額が50万円を超える費用が掛かった住宅
●新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除く）
●併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上
●次のいずれかの方が居住する既存の住宅
＊65歳以上の方（工事が完了した翌年の1月1日現在）
＊要介護認定か要支援認定を受けている方
＊障がいのある方
※住宅床面積が50平方㍍以上280平方㍍以下
※新築住宅特例及び耐震改修特例を受けている年度は、適用を受けることができません（省エネ改修特例の適用は、同時に受けることができます）。

**※適用は1回限り**
**※改修後3か月以内に申告書を提出してください。**
**※申告に必要な書類などは、市ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。**
▽**問合せ**　課税課家屋資産税係

## 市からの大事なお知らせが届くメール配信サービスに登録を

防災・防犯情報や市からのお知らせなど、メール配信を行っています。
配信を希望される方は、事前登録が必要です。
※登録された全ての方に「広報あきる野」の情報を配信しています。
▽**登録の流れ**
①「takiruno@sg-m.jp」に空メールを送信するか、次の2次元コードを読み取り、空メールを送信してください。
※一部機種で登録できないことがありますので、お問い合わせください。

空メールを送信

②空メール送信後「仮登録メール」が届きます。記載されている「登録用URL」にアクセスします。
※「仮登録メール」が届かない場合は、迷惑メールフォルダに振り分けられている可能性があります。「@sg-m.jp」ドメイン、または「akiruno@sg-m.jp」からのメールの受信を許可する設定にしてください。
③利用規約を確認の上「メール配信に同意する」を選択します。
④内容に従って配信を希望する項目を選択し、登録します。
⑤「本登録完了のお知らせ」メールが届きましたら、登録完了です。
▽**登録に困ったら**　登録で分からないことがありましたら、「よくあるお問い合わせ」をご覧ください。
※携帯電話会社ごとの迷惑メールの設定方法も確認できます。

よくあるお問い合わせ

▽**問合せ**　市長公室

## 建物等の解体・リフォーム工事の前には石綿事前調査が必要です

建築物・工作物の解体・リフォーム（改造・補修）工事（以下「解体等工事」）を行う場合は、建築時期、規模、用途に関わらず、全ての建築物・工作物において石綿含有建材が使用されていないか事前に調査することが、大気汚染防止法で義務付けられています。
解体等工事のうち、次のいずれかに該当する場合は、石綿含有建材の有無にかかわらず、事前調査結果の報告も必要です。
▽**建物の解体**　作業対象となる床面積の合計が80平方㍍以上
▽**建築物のリフォーム**　請負代金の合計が100万円以上
▽**工作物の解体・リフォーム**　請負代金の合計が100万円以上
▽**報告窓口**　市内で行う工事は、対象・規模で報告窓口が異なります。事前調査結果の報告は、原則、石綿事前調査結果報告システムで行います（表のとおり）。
▽**事前調査を行う方**　解体等工事を行う元請業者か自主施工する者（業者に依頼しないで自ら施工する者）
※令和5年10月から次に該当する方による事前調査が義務化されました。
●建築物石綿含有建材調査者資格を有する方
●令和5年9月までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された方
※事前調査結果報告書は、大切に保管してください。工事現場の見やすい場所へ調査結果を掲示し、現場にも調査結果を備え付けてください。
▽**工事の元請業者等が事前調査を実施する場合のお願い**
●工事を発注される方は、元請業者に事前調査に使用する設計図書等の提供や適切な費用の負担をお願いします。
●工事の元請業者は、発注者に事前調査結果の報告が必要です。
▽**事前調査で建築物に石綿の使用が確認された場合**
●建物の解体等工事を行う際は、石綿が周辺へ飛散しないよう飛散防止措置を行う必要があります。
●吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材が使用されている場合は、作業実施の届出が必要です。詳しくは、お問い合わせください。
▽**その他**　詳しくは、東京都アスベスト情報サイトをご覧ください。
▽**問合せ**　生活環境課生活環境係

東京都アスベスト情報サイト

表

| 工事の対象・規模 | 報告窓口（問合せ先） |
| --- | --- |
| 延べ面積が2,000㎡未満の建築物 | 生活環境課生活環境係 |
| 延べ面積が2,000㎡以上の建築物<br>全ての工作物 | 東京都多摩環境事務所環境改善課（☎042-523-0238） |